

人口・社会統計部会  
第13回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

第 13 回人口・社会統計部会  
議事次第

日 時：平成 20 年 12 月 25 日（木） 10:00～12:06

場 所：総務省第 2 庁舎 6 階 特別会議室

1．開 会

2．議 事

平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について

3．閉 会

阿藤部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第13回の「人口・社会統計部会」を開催したいと思います。

私、本部会の部会長の早稲田大学の阿藤でございます。3回しかないのに、第1回にたまたま体調を崩しまして、前回失礼いたしました。廣松部会長代理には大変御迷惑をおかけいたしました。一応順調に議論が進んだようで、幸いでございました。

前回に引き続きまして、平成21年に実施されます「全国消費実態調査」並びに「全国単身世帯収支実態調査」の計画に関する審議を行いたいと思います。本日の会議は12時までを予定しております。

時間配分といたしましては、前回部会の結果概要を事務局から、それに続きまして部会での質疑に対する回答を調査実施者から、それぞれ10分程度御説明をお願いいたします。

その後、前回は引き続き、「論点メモ」に沿って御審議をお願いしたいと思っております。何かここで全体を通して更に御意見等がございますればと思いますが、よろしいですか。

それでは、配付資料の確認及び前回部会の結果概要の説明を、事務局の犬伏統計審査官からお願いいたします。

犬伏統計審査官 それでは、本日の議事次第の4に配布資料一覧が載っておりますので、それを見ながら御確認いただければと思います。

資料1といたしまして「論点メモ」を配付させていただいております。これは前回の部会で配付した資料と同じものでございます。

資料2といたしまして、前回、耐久財等調査票の関係で、野村委員、川津専門委員の方から質問があったことに対する調査実施者側の回答ということで用意しております。

参考資料といたしまして「参考1」で前回の部会の結果概要。

参考資料「参考2」で部会の議事録。

席上配付資料といたしまして、稲葉専門委員の方から、今回の計画案についての御意見をいただいておりますので、それを席上配付させていただいております。

前回の部会の構成員名簿に漏れがございましたので、修正版も併せて配付させていただいております。

野村先生の方から、本日、カナダのサーベイの様式について、席上配付させていただいております。

もう一点、事務局の方で「答申(案)イメージ」というものを配付させていただいております。これは内容というよりも、こういう答申案になるということをつかんでいただくという意味合いで配付させていただいております。

配付資料の関係は以上でございます。

引き続きまして、前回の議事の概要につきまして、「参考1」に基づきまして、確認の意味合いで御説明させていただきたいと思っております。

「参考1」をご覧くださいいただければと思います。

前回第1回目の「全国消費実態調査」と「全国単身世帯収支実態調査」の計画案について第1回目の部会審議があったわけですが、その「概要」のところでございます。事務局の方から諮問の概要、それから諮問時における委員会での議論の概要等について説明を行いました。

また、調査実施者側からは、調査の計画内容、それから諮問時における委員意見に対する回答等について説明が行われました。

その後(3)でございますが、「論点メモ(案)」について説明が行われて、以下「論点メモ」に沿って審議が行われたわけでございます。

「論点メモ」につきましては、ここでございますように、)「まず、購入地域を追加することになっているんですが、この購入地域についてのデータ活用のイメージとか目的とは一体何か。」、)「前回の統計審議会で「家計簿調査のレシート方式」についてどういう検討が進んでいるか。」、)「コールセンターの設置について「地方公共団体の負担軽減を図る観点から」と書いてあるけれども、照会対象業務というのは地方公共団体の仕事であると認識していないので、違和感がある。」、)「全国消費実態調査結果と乙調査(個人収支簿)で把握されたデータについては、国民経済計算に利用しているということだけでも、具体的にどのように活用されているのか。」というような若干の質疑があった後、一応「論点メモ」に、新たに追加するものはないということとされ、以下、「論点メモ」の順番に沿って議論が行われました。

2ページ、まず最初に「全国単身世帯収支実態調査の位置付けについて」でございますけれども、ここについては一番最初の でございますが、教科書的に言えば無作為抽出である全国消費実態調査の若・中年単身世帯部分を補完するため、有意抽出であるモニター調査を導入することは適当でないということになるけれども、あえて導入するというのは単身世帯の捕捉のためということであれば、単身世帯の回収率が著しく低いということが確認されているのかという御質問がありました。

試験調査におきまして、オートロックマンション世帯全体に占める比率であるとか、オートロックマンション世帯と他の世帯との消費行動における違いとかについて把握されているのかという質問もございました。

モニター調査が適切に行われるためには、事業者においてモニターの管理が適切に行われているということが前提でございますけれども、モニターの管理について調査実施者はどのように考えているのかという質問もございました。

モニター調査のバイアスをどのように補正した上で、統合集計することを考えているのかという質問もありました。

今回のモニター調査について、精度を保てるのかどうかという課題はあるけれども、調査員調査が困難となっている状況の中で、その導入について注目している、たとえ今回のモニター調査がダメだということになったとしても、単にこの方式は一切ダメだということで、県・市の調査に戻すということはずに、将来の調査の在り方を検討する観点から、

その原因分析などを十分やってほしいという意見もございました。

こういった議論を経て、一番最初の行でございますけれども、モニター調査の導入については、特に異論なしということで、適当と整理されました。

次に「乙調査（個人収支簿）の位置付けについて」議論が行われました。

これにつきましては、乙調査の調査客体は、全国消費実態調査の調査客体に合わせるのが本来であるけれども、調査客体の負担を考慮した現在のやり方は妥当である。しかしながら、夫と妻がともに家計のメイン、いわゆるダブルポケットであるような世帯について、全く把握していないということで、こういったものについて、両者を把握する改善策も考えるべきではないかという意見がございました。

全国消費実態調査の世帯に乙調査をかけるのは記入者負担が重過ぎるというのは、全国消費実態調査と同時に実施したからそうなったのか、あるいはももとの規模が大きかったからなのかという質問もございました。

そういった議論を経まして、乙調査については、現行方式の実施は妥当であるけれども、家計の個計化への対応については今後更に改善を検討することが、必要ではないかという整理が行われました。

3ページ「調査対象及び標本設計について」議論が行われました。

全国消費実態調査、2人以上世帯、今回は2,000世帯減にするという標本設計になっているわけでございますけれども、これについて精度計算も行われており問題ないと思う。

また、寮・寄宿舍に対する調査を廃止するという事になっているわけですが、寮・寄宿舍の単身世帯の消費行動とほかとが異なるということがあるならば調査した方がよいと思うけれども、寮・寄宿舍というのが、実態的に減少しているという現状を考えれば大きな影響はないのではないかという御意見がございました。

2人以上世帯で2,000世帯減少することになるわけですが、そのことによって、世帯類型別結果への精度に大きな影響を与えることにならないのかという質問がありました。

3点目として、統計理論的には、最初に抽出された世界がすべて引き受けてくれれば、標本設計上全体を反映する結果になると思うが、実際上は、調査区を拡張するなどして調査を引き受けてくれる世帯を探してほしいという状況である。このような実態であれば、対象選定をもっと緩やかなものにしてもよいのではないかという地方側の意見がございました。

こういった議論を経まして、標本設計については、適当という整理がなされております。

「調査方法について」でございますが、まず調査方法で民間事業者の活用が可能となるような措置を行うということについては、適当であるという意見がございました。モニター調査のように国が直接実施する形態や、コールセンターのような民間活用が効果的なもの民間活用するのは適当である。地方公共団体としては、今回のモニター調査の導入については、民間開放の観点からも注視しているという意見がございました。

コールセンターについてですが、コールセンターの設置について電話がつかないこ

とが地方への苦情につながることもあるので、このような事態が生じないように配慮してほしいという意見がございました。

また、オンライン調査についても、途中までやって結局紙で最終的に出したということもよくあるので使い易いものにして欲しいという意見がございました。

それから、対象を考えるために、地域別案件と調査対象、調査事項別の質問の比率がどのくらいなのか、ピーク時の把握というのが大事ではないかという意見がございました。

このような議論を経まして、調査方法については適当と整理されたところでございます。

「調査事項について」でございますが、まず、家計簿の調査票でございますが、その中で、電子マネーを取るようになっていくわけですけれども、これについては本来、元々家計簿を記入するのは大変だという印象があるため、記入の手引き等で分かりやすく解説しておくことが必要であるという意見がございました。

同じく家計簿の方で、通信販売について、今回購入地域を取るようになっていくわけですけれども、通信販売について購入地域は記入しないということだが、逆に購入地域の記入がないものは全部通信販売という理解でよいのかという質問がございました。

これについては、通信販売で購入した場合には、購入地域を記入しなくてよいということである、購入地域が記入漏れの場合に、購入先欄で、通信販売であるか否かの選択肢があるので、その記入から判断が可能であるという回答があります。

次に、耐久財等調査票についてでございますが、耐久財等調査票について、品目選定基準が本当に機能しているのか疑問である。もっとこの基準を明確なものにする必要があるのではないかという意見がございました。

耐久財等調査票の位置付けについて、現在のSNAにおける耐久消費財ストックの推計には使われていない、そういうことであれば家計資産全体を推定するためにこの調査があるという役割よりも、部分的に着目した特定の耐久財の保有状況を把握するところを重視した方がよいのではないかという意見がございました。

そうであれば、現在、特掲している品目として太陽熱温水器が出ているわけですけれども、その他の省エネ・新エネ関連の機器等は把握されていないので、そういったものの把握することを検討すべきではないか。また、貴金属等が除かれているわけでございますが、93SNAでは、価値貯蔵を主目的とした貴重品概念が導入されている。諸外国でも推計し始めているという実態がある。それから「推定売却時価」が指定統計の調査項目として適当かという議論もあるかもしれないけれども、その辺は十分検討すべきではないかという意見がございました。

更に品目についてカーナビ、家庭用浄水器、プリンター、家庭用ゲーム機といったものが、普及率が3割を超えているので、調査対象として検討すべきではないか。将来性を加味した観点からすると、今の品目選定については、十分なものになっていないのではないかという意見がございました。

調査事項については、時間が迫ったということがございまして、最後の2つの質問につ

いては、次回、調査実施者から回答するというところで、調査事項全体の整理というところまでは至らなかったわけでございます。

前回の議事概要については、以上のとおりでございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

次に、前回部会での耐久財等調査票に関わる委員からの御指摘に対する回答を、調査実施者である総務省統計局からお願いいたします。

大貫課長 統計局の消費統計課長の大貫でございます。資料2をご覧くださいと思っております。

一番上の四角が囲みでございますけれども、「指摘1」ということで3ページ目に「指摘2」ということで、今、事務局の方からこの内容について御説明いただきましたので、その下に書いてございます。「基本方針について」というところから御説明させていただきます。

耐久財等調査票の結果がSNAにおいて使われていないということだったのですが、これは調べてみましたら、家計への主要耐久消費財、これが6分類ほどですが、数字を出しております。このための基準面における耐久財の項目に対するインフレーターの名目ウェイト算出という目的のために利用しているということでございます。

メインの部分は、投資額、消費額が幾らであったかということを使っているということですので、直接の利用ではないんですけれども、こういうインフレーターの目的に使っているということでございます。

なお、これまでどおり耐久消費財の所有の数量、普及率等を総合的に調査するという基本方針については従来どおり変更しないということにさせていただければと思っております。

ただ、エネルギー消費を把握するための項目については、基本計画部会のワーキンググループなどでも御指摘をいただいております。太陽光発電システムや、エコキュート、次世代自動車等について、今回、環境省と調整させていただいた上で、可能な範囲で捉えられるような変更を行っております。

具体的に申しますと、耐久財等調査票の裏面に、自動車について調べているんですが、そこにハイブリット車、電気自動車という項目を加えておまして、太陽光発電等につきましては、3の「その他の消費財等」というところが自由記入になっておりますが、従来ここは格付をせず一括して取り扱っていたものを、こういった環境関係商品が入っている場合には、それであるということの格付を行って、その額が幾ら程度であるのかというのを把握するという計画であります。

「耐久消費財等の品目選定基準について」でございますけれども、野村先生からの御意見の中で、下の方にありますが、例えば絨毯というのは購入価格が5万円以上、ユニット家具が購入価格20万円以上ということで、購入価格3万円という基準と矛盾しているのではないかと御指摘があったものでございます。資料2の別紙1の方に品目の選定基準を

示してございます。

1. のところに16年の基準ということで4つ挙げてございますが、先ほど御指摘のありました。実効価格3万円以上、耐用年数5年以上、1世帯当たりの純資産額が一定額以上、原則1万円以上、価格は低くても、保有していることにより家計に対する家財の便益の供与が大きいという4つの基準に従いまして、選定を行ったわけでございます。

2. に書いてございますが、下線を引いてございますが、ア～カという基準を設けまして、これに3つ以上該当する場合に廃止するというところで、廃止する品目が、「ビデオテープレコーダー」、「応接用座卓」、「電気こたつ」ということになったわけでございます。

先ほどの絨毯について、購入価格5万円以上ということでしたが、一般の記入者が絨毯とカーペット等を混同される場合が多いということで、いわゆるカーペットのようなものというのは購入価格の分布を見てみますと、5万円の線で切ると、ほぼ排除できるのではないかとということで、記入者が間違いをしないようにという趣旨で購入価格5万円という線を設定させていただいたということでございます。

ユニット家具につきましても同様でございます。

この実効価格と申しますのは、希望小売価格ではなくて、家計調査の結果から当該品目の購入額を算出した平均購入価格を使っております。

財務省令の基準が別紙2の方に書いてございます。

これで見てくださいますと、野村先生から御指摘がございましたパソコンについては、確かに赤で書いてございますが4年である。

5年の基準に合わないものとして、ゴルフ用具一式というのがございます。

パソコンの方につきましては、昭和59年から調査項目としておりまして、前回までは耐用年数が6年という財務省令の基準がございまして、その後、同省令が改正されて現在4年になっているということでございます。

パソコンは現在家計に対してかなり便益を供用しているということでございますので、5年を満たさないということのみを持って調査項目から落とすということはいたしませんで、引き続き調査項目としてはどうかという案になってございます。

また、スポーツ用具は一律3年でございますけれども、例外として取っているということでございます。

資料2の2ページ目にまいります。

「宝石・貴金属類、骨董品等の扱いについて」ということでございます。

これまで衣類や宝石・貴金属、美術品、骨董品等につきまして、時価評価が困難であるという理由から、これまで調査対象から除外してまいりました。今後、全国消費実態調査において、これらを調査対象とするかどうかにつきまして、価格評価の方法を含めて十分な検討が必要であると思っております。本日の部会の審議状況を踏まえて対応させていただければと思っております。

「対応案１」といたしましては、従来どおり 21 年の調査ではこれを調査しない。次回以降調査するかどうかについて、今後価格評価の方法を含めた検討を行うということでございます。

「対応案２」の方は、21 年調査で、その他の耐久消費財等、自由記入欄でございますが、こちらで調査をするということにさせていただいて、記入状況の確認等が行えるにしようということでございます。

先ほど環境等の商品について、格付、それらの商品が入っているときに、コーディングを行うということをお願いしましたが、同じような形で衣類、宝石・貴金属、美術品、骨董品等に該当するものにつきましては、その格付を行いまして、「対応案２」の場合には、従来の集計と同様の集計でできるようにするという事を考えております。

この場合調査票の変更は、衣類や宝石、骨董品等が記入しないでくださいという箇所を削除するという事で対応できますので、記述量が増えないということで対応可能ではないかと考えているところでございます。

なお、カナダの Survey of Household Spending において、住居について「推定売却価格」を書かせた例があるという事例を紹介してございます。

３ページ、川津先生からの御指摘についてでございます。

枠囲みは事務局の方から御説明がございましたので、「固定品目（家具・電気製品等）の選定について」というところから御説明させていただきます。

御指摘のございました品目について個別に書いてございますが、カメラにつきましては、カメラ全体に占める出荷台数の割合は、既にデジタルカメラが 99%以上になっているということで、フィルムカメラについては、耐用年数が 5 年であるということとを考慮すると、ひとくくりにしても資産推計に及ぼす影響はほとんどないと考えてございます。

パソコンにつきましては、ノートブック、デスクトップともに性能、価格ともに多岐に及んでいるということでございまして、ノートブックやデスクトップのくくり分けが、耐久財としてのパソコンの普及状況、あるいは家計資産の推計において必ずしも有用でなくなっているという状況から、１つに統一する。家計調査の平均額で申しますと、ノートブックとデスクトップは、ほぼ差がないという状況になっているということでございます。

３番目の PC 用プリンター及び（４）の家庭用ゲーム機でございますけれども、いずれも普及率が高いんですけれども、実効価格が低いということで今回選定から漏れているということでございます。いずれにしても調査票の紙面が限られてございますので、これらの品目を入れることにすると何か落とさなければいけないという、そういう相対的な関係から入っていないということでございます。

以上でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、前回に引き続きまして、「論点メモ」の「１ 全国消費実態調査」の「４．調査事項」から審議を始めたいと思います。

ただいま調査実施者の総務省統計局から前回部会における耐久財等調査票に関する指摘に対する回答の説明がありましたので、まず(3)の耐久財等調査票について審議をお願いしたいと思います。

早速ですが、野村委員どうですか。

野村委員 御回答いただきましてありがとうございました。

J S N Aにおける耐久財等調査票の利用に関しては、今のご説明で本当に正確なのかどうかを確認した方がよいかと思います。インフレーターの名目ウェイト等の算出に使用されているということですが、基本的にP I M (恒久棚卸法)による推計値なので、ストックの名目ウェイトの算出は要らないではないかと思われるので、少し正確ではない部分があるかもしれない点を指摘させていただきます。

貴重品概念に関しまして、カナダの「Survey of Household Spending」という統計の御紹介がございましたが、それを受けまして、ここでは資料2の2ページ目下に「美術品及び宝石類については、調査年における支出金額計のみを調査している」とありますが、売却した金額も調査していると記憶しています。また、本日、別の資料のコピーを配付させていただきました。「Survey of Financial Security」という統計なんですけど、こちらの方で調査をしておりますので、少し紹介させていただこうと思います。

2005年の表ですが、最初のページは表紙でございますけれども、54ページというところでOther assetsというところがございまして、この前のところは金融資産についての調査ですので、むしろ全消を今回で言いますと、「年収・貯蓄等調査票」に近いようなものでございまして、その後ろのところ、Other assetsとして、P 1の調査項目におきまして、ストックとしてのパリアブルズ(貴重品)、コレクタブルズ(コレクターアイテム)をお持ちですが、もし所有していた場合に、カレントバリュー(現在価格)を書いてくださいというような調査項目がございまして。

P 2では所有しているものをもし売却したときに大体どのくらいの approximate value (おおよその金額)とありますが、大体近似的な金額を、これは範囲で書かれておりますが、範囲として選んでくださいという形であろうと思います。

こういうようなものが、カナダの公式統計として行われておりますし、一方で先ほどの「Survey of Household Spending」の方ではフローとしての購入と売却がございまして、そういう中から貴重品概念に接近しているということであろうと思います。

勿論、時価の問題としては難しいところがあると思います。「対応案1」が従来どおり。「対応案2」が耐久財の欄において調査を行うということですが、「対応案3」というのもあるのかなと思うのですが、「対応案2」の方はむしろ耐久財というより、どちらというより物量を聞いて単価をかける姿で今まで追求してきたと思うのですが、「対応案3」は「年収・貯蓄等調査票」がございまして、むしろ貯蓄といいますが、アセットの保有という概念の中で、金融資産と系列を並べて貴重品というものの概念を考えていくということがあり得るのかなと思います。

例えば、イギリスの年金ファンドでも、貴重品といいますか、アンティークを買って運用するということがよくございますし、貴金属としての「金」なりの保有が増えるということもございますが、そういう意味で、価値の貯蔵手段としてはそういう「年収・貯蓄等調査票」での対応もあるかと思えます。勿論、そこにもカレントプライス（現在価格）を推計していただくということの基本的な難しさもあるので、言うまでもなく慎重に議論しなければいけないと思えますが、一つ事例として、御紹介いただきます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

前回からの引き続きで、野村委員からの御提案に対して、総務省側の見解、それに対して追加で、野村委員から新しい資料を出されました。これについて、御意見はございますか。

廣松部会長代理 宝石・貴金属類のことでよろしいのでしょうか。

阿藤部会長 問題提起としては2つあったわけで、先ほどの「指摘1」の方に対する統計局側からの御回答についてですが、これについては野村委員、特にありませんか。

野村委員 特にございません。

阿藤部会長 基本方針というところについて、若干正確な記述というお話がありましたけれども、それは後ほどということで、第2番目の、貴金属等に関してどうぞ。

廣松部会長代理 「指摘1」に関しては、私も統計局のお答えでいいのではないかと判断しております。継続性ということも重要な観点で、主として家計の資産の推計に関しては、従来この方針でやってきましたので、その点はそれでいいと思えます。

宝石・貴金属類に関して、確かに大変悩ましいところです。先ほど野村委員の方から対応案の3の御提案もございましたが、私の個人的な考えとしては、今申し上げましたように、これを入れることによって従来の調査の結果に影響が及ぶというのは大変問題だろうと思えます。

したがって、もし入れるとするならば、余りほかの項目のところに影響が出ないような形で、考えるべきだろうと思えます。

その場合、先ほど野村委員もおっしゃいましたけれども、時価評価というのは大変気になるというか、いきなりこれを入れて何らかの形で集計したとして、それが意味を持つのかどうか、私も自信が持てないというのが率直なところです。

この点、もし調査項目として加えるとするならば、調査対象者の方からいろいろな問い合わせ、その意味で実査上の負担も増える恐れがあるという心配をします。

野村委員 貴重品の概念そのものが、93SNA対応であるということではありますが、私自身も今、廣松先生の御指摘のとおりで、なかなか難しい部分があるなと思えます。試験調査をしていない中で、いきなり本調査の中に入れていくというのは確かに難しい部分があると思うのですが、1つのインフォメーションとして、2点だけ追加させていただきたいと思えます。

国富調査に日本にベンチマークに相応するような推計値があるか。国富調査のときには

世帯調査をしているわけですが、そこでも見事に貴重品というのは入れないでくださいというふうに外れております。経済統計としてのマクロのストックの勘定をつくらうとしたときの家計保有貴重品のベンチマークは国富調査にも依存できません。

そういう意味で、全消というのは、むしろストックを把握するという意味での役割が大きく期待されている部分と、フローとしても消費の調査と性格が大分違うのかなと思います。時間の中でとらえる消費と、時点においてとらえるストックの調査と性質が違うのかなと思いますが、全消において資産所有を調査する役割は今後拡大してくると思います。

2番目のポイントは、貴重品の概念というのは少し面白い概念で、企業も持っているということです。固定資産は基本的には生産者が所有し、耐久消費財は消費者が所有するというのが大前提だと思いますが、貴重品というのはあらゆる制度部門が持っている。そのため、企業会計上どうやって扱っているかなと調べてみたら、固定資産とは分離しまして、減価償却をしない資産として記述しているようでございます。

そういう意味で、企業側の貴重品の取得及び売却について、今後、投資調査の枠組みの中で調査をおこなうことになるかと思っております。しかし、そのためには少し時間がかかりますし、家計の調査と企業の調査という形で、全体として把握していくのに、日本では4、5年くらいかかるのかもしれませんが。

その意味で、次の試験調査において導入してみて、26年のときの可能性として、検討課題といたしますか。日本の統計システム全体の中での設計を考えて、答申(案)の課題として書かれたらどうかと思います。御検討くださればと思います。

廣松部会長代理 今、配っていただいた「Survey of Financial Security」の調査と、統計局の方の資料にあります「Survey of Household Spending」との関係は、どうなっているのでしょうか。

野村委員 「Survey of Household Spending」の方はフローだけを中心にしておりまして、「Survey of Financial Security」の方でウェルス(資産)と言いますか、ネットワース(純価値)を調べるという形で役割があります。

廣松部会長代理 調査の目的というか趣旨はわかったんですが、調査対象は同じなのか、あるいは全く別の調査として行っているのか、それはどうですか。

野村委員 調査対象は別だと認識しております。むしろウェルス(資産)調査の方が比較的しっかりとしたサンプリングに基づいて行っていて、Spending(支出)調査の方は、むしろ電話調査で、こちらで今度導入するモニターに近いのではないかと思います。そういう形で記入して負担の関係があって、恐らく変わっていると思います。

重川専門委員 野村委員にお伺いしたいんですけども、カナダの場合に、もともと投資対象として貴金属を国民の方々が考えているのかどうかということがあるのでしょうか。日本の場合、結果的に貴金属を持っていたとしても、必ずしもそれを将来的に老後の資産運用にしようという意識がないとすると、先ほど先生もおっしゃったように、時価評価をするのが難しいと思うんですが、老後のためにもともとアンティークを買いましようとか、

老後のために貴金属を蓄えておきましょうという意識だとすると、個人個人が時価換算しやすいと思います。その辺りはどのような状況になっているのかわかりますでしょうか。

野村委員 そういった部分の傾向について私自身はとらえていないのですが、恐らくそれほど変わらないのではないかなと思っております。個人的には、20代のときに、所得を得ると常にアンティークばかり買っていましたので（笑）、そのときに老後のことを考えているわけではなくて、時価評価が難しいというのはカナダも同じような課題を抱えていると思います。その中で一歩先に進んでいるというか、統計調査として評価は難しいですが、同じ問題を抱えているということだけは間違いのないと思います。

阿藤部会長 カナダだけが例が上がっていますが、ほかのところはどうなんですか。

野村委員 アメリカではそういうものは見出せなかったのですが、まだないのかもしれませんが。もう少し調べてみます。

廣松部会長代理 先ほどの続きで、個人的にはいただいた資料の54ページで、Yes、No、DKとあり、RFというのはレヒューズですか。DKのところが多いと、調査自体どこまで意味を持つかという疑問もあります。個人的には興味がありますので、その辺なにか情報があればいただければと思います。

阿藤部会長 ほかにございますか。調査実施者といいますか、地方の方はいかがですか。

神奈川県 結構です。

阿藤部会長 ではどうするかという話なんですけど、対応案として1、2、3として、今回整理するとして、次回以降、試験調査的なところにコメントするかどうかという2点あると思うんですが、差し当たって今回の調査票について、どう対応していくかということになりますけど、いかがでしょうか。

廣松部会長代理 先ほど野村委員がおっしゃったとおり、今回は試験調査もしないままいきなり入れるのは大変難しい。確かに93SNAでこの問題に関して、問題提起されているわけですから、次回以降、検討する。当然その前に試験調査をやらなければいけないと思いますが、実際に試験をやってみて、26年の調査のときにどうするかを最終的に決めるという案、それは「対応案1」に近い案だと思いますが、それが妥当ではないかと考えます。

阿藤部会長 野村委員、いかがでしょうか。

野村委員 それで結構です。

阿藤部会長 ほかの委員、専門委員の方どうですか。

西郷専門委員 私もその案が妥当なのではないかと思えます。試験調査してもそれが妥当かどうかというのを検証すること自体かなり難しいと思うんです。野村委員は先ほど4、5年というタイムスパンを御指摘になりましたけれども、私の印象だともう少し時間がかかるという感じもするんですけども、カナダについて、かなりいい例が出てきましたので、これの調査票と表章の結果とを照合して、どの程度この調査が精度という面から機能しているのか。日本でやろうとしたときに、試験調査するにしても、検証の方法まで含め

て、どういうふうに試験調査をしているのかという計画をきちっとかけて、やること自体は私は意味があると思いますので、家計が持っているストックを、なるべく正確にはかろうという精神は大切なことだろうと思いますから、将来的にはいずれかの時点で導入という形にするべきだと思いますが、導入に当たってはかなりの準備期間が必要なのではないかという印象を持っております。

廣松部会長代理 同時に、検討するとき、耐久消費財票の方に入れるのか、先ほど野村委員がおっしゃっていた年収貯蓄票の方に入れた方がいいのか、そこも恐らく将来の検討課題だろうと思います。

永井専門委員 プレテストというか、そういう方法についてですけれども、家計経済研究所が行っている消費生活に関するパネル調査で、現在住んでいる住まいの資産価値について尋ねているんですが、引っ越しなさっていないのに、毎年かなり金額が変わるんです。そういう形で新しいものを購入したわけではないのに、同じものが何回か聞いてどのくらい安定した答えができるかというのを見た方がいいのかなと思います。

家計研のデータの補足として言えば、数年分を見て余りに変動が大きいものは調整して、データを使うようにはしているんですが、そうしないと一時点だけで聞くと、かなり誤解のあるデータになってしまうということがありますので、プレテストをこのような場合にはそういう面も含めて、妥当な回答かなされているのかどうかということを確認することが必要かなと考えています。

阿藤部会長 貴重な御意見ありがとうございました。ほかにございますか。

神奈川県 この設定については利用者ニーズの関係もございまして、実際に調査客体の方が、何でもここまで必要なのか。貴重品だとかいろいろ書かれると、かなり抵抗感がありますので、そこら辺が今後このような形で使いますという形をうまく説明できないと、調査そのものが難しくなるのかなというのが1つあります。そこら辺は調査客体の方の、何でというのがあると思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。

大体御意見も出尽くしたようなので、具体的な対応案としては、今回の調査については「対応案1」に当たるのでしょうか。これまでどおり調査しないということで、衣類、宝石・貴金属、骨董品は記入しないで調査を行う。

これは将来の検討課題というところで、貴金属類の時価評価というものが、国富あるいはほかの理由でも利用価値が高い、目的として重要であるというふうなことをはっきり出せばですが、それを踏まえて、もう少しほかの国の先行事例ですね、特にカナダの事例があるわけですが、これについて、調査の趣旨、結果、評価等について、併せて検討しながら、次回の調査についての試験調査を行うかも含め検討するというくらいですかね。

その際に、ここまで書くかどうかは別にしても、今のような形で「耐久財等調査票」に含めるか、あるいは「年収・貯蓄等調査票」に含めるかということも、検討課題になると

思います。

全体としてはそういうことだと思いますが、文案については、後で御検討願いたいと思います。よろしいですか。

前回積み残しになっていた部分は終わりました、「論点メモ」に戻りたいと思います。調査事項について、前回は議論をしたということなのですが、(1)の電子マネーについて付け加えて御意見はございますか。

日本銀行 今回の電子マネーの調査につきましては、プリペイドのものを電子マネーと認識する。ポストペイのものはあくまでもクレジットカードと認識するということで考えておられると思います。

金融の側、あるいは電子マネーの供給側から見ると、おそらくこの分類が一番正しいだろう。与信が発生するかしないかで、厳然たる線があるということだと思うんですけども、一方で消費行動という側から考えてみたときに、例えばコンビニで何か品物を買うときに、本当に消費者がタッチするものがプリペイドの電子マネーなのか、ポストペイなのかを区分しているかどうか。

要するに、消費行動との関係で電子マネーの使われ方というものを見るときに、そこで線を引いてしまうのがいいのか、それとも現金と何かカードなり、携帯にタッチするところの一つ線を引いて、その次はクレジットカードを向こうに渡してクレジットカードで決済するというところで線を引いた方が、消費行動の影響ということを考えるとぴったりフィットするのではないかという感じもいたしますので、その辺電子マネーの使用額を聞くことによって、何を調査されたのかという目的との関係で、もう少し御検討いただく余地もあるのではないかなという気がいたします。

阿藤部会長 こういう御意見ですが、いかがでしょうか。

大貫課長 タッチをしたかしないかということが、区分できるかということなのですが、それだけだと、いわゆるクレジットカードで購入している場合というもの、クレジットカードなのかデビットカードなのかというのはよくわからないまま使っているということがございます。

これまであったテレホンカードのようなものと、事前に購入をして、その時点で金額を払っているということですので、プリペイド方式の場合には、消費者の側で、これは事前にお金を払ったものであるという意識がかなり高いのではないかと思います。

そういう意味で、現在のような区分にしているということだと思いますけれども、いわゆるお金の引き落としが事前になされているのか、あるいは事後的に引き落としがあるのかということは消費者はある程度意識されているのではないかと思います。

阿藤部会長 ほかの委員の方、何かございますか。

廣松部会長代理 大変難しい御指摘だと思います。前回、調査実施部局から伺った説明では、ここで言っている電子マネーというのは、要するに財布の中に現金として入っているか、それともカードの形態に入っているか、その違いだけで、ポストペイの場合は、ク

レジットカードという形で扱うということでしたが、私はそれで妥当ではないかと思いません。

そこにピタパのような中間形態のものもあり得るというふうに理解しています。この辺悩ましいところでありますけれども、とりあえず最初に御説明を伺ったプリペイド方式のものを電子マネーとして扱い、ポストペイのものはクレジットカードと同様に扱うとする今回の取扱い方法の方が、調査対象者の方には、わかりやすい説明ではないかと思えます。

阿藤部会長 よろしいですか。それではこの電子マネーについては、現行の調査票どおりということで行きたいと思えます。

次の(2)の「購入地域」を追加するということですか。これも前回御議論があったところでございますが、何か特にございますか。よろしいですか。

耐久財に関して、これは川津専門委員からいただいた意見だと思えますが、資料2で「指摘2」というものがございまして、これに関しまして、調査実施者の方から、御回答がございましたが、専門委員としてはいかがでしょうか。

川津専門委員 丁寧な御回答ありがとうございます。こちらの選定基準と選定の方針に関しては、1～4まで非常に納得性のあるものでして、結論から言うと、今回はこのままでよいと考えております。

今後の検討は5年後になりますけれども、当然こういった電気製品というものは非常に技術革新も早く実効価格が低いとされ、現状低いプリンターやゲーム機も、より家電メーカーさんも努力されて、高価格化に進み、高度化していく。ゲーム機も例えば、一番簡単なのですと、ゲームだけではなくて音楽も聞けて画像も見られてということになると、当然、実効価格が上がってくればここに入ってくるでしょうし、DVDレコーダーではないが、DVDが見られる機器であると言ったような、一言で書き切れないような新しい機器というのがどんどん出てくるということも起こると思えますので、この実効価格の部分であるとかも、時勢に応じた改廃ということですので、次回以降も、大変だと思えますけれども、重要な論点かなというふうに感じております。

阿藤部会長 どうもありがとうございました。ほかにこの件でございますか。よろしいですか。

それでは、一応調査実施者の案でいくとして、次回以降も特に電気製品で新しい品目が出てくる。あるいは古いものが進化していくといえますか。高価格化するようなものも出てくるのではないかと。その辺は十分ウォッチしていただきたいということによろしいでしょうか。

それでは、「耐久財等調査票」については、以上で議論を終えます。

次に(4)「年収・貯蓄等調査票」でございますが、金融資産等が適切にとらえられるものになっているかどうかというところに話を移したいと思えます。

それでは、御意見をどうぞ。

重川専門委員 「年収・貯蓄等調査票」についてなんですが、年収の方につきましては、

世帯主、世帯主の配偶者、ほかの世帯員という形ですが、それぞれが幾ら収入を得ているかということが捕捉をされているんですけども、貯蓄現在高の方につきまして、世帯として一括になっておりますので、家計の個計化ということも今後視野に入れられていることですので、例えば、ゆうちょ銀行、あるいは銀行についてそれぞれということとは非常に難しいかと思いますが、全体として世帯主が幾ら貯蓄を持っているのか。あるいは世帯主の配偶者が幾ら貯蓄現在高として持っているかということを追加的に入れられたら入れていただきたいと思います。

阿藤部会長 いかがですか。

大貫課長 重要な御指摘だと思っております。実際に貯蓄現在高について、例えば主婦の方が、すべての家の貯蓄現在高を把握していないという事態がございまして、その場合に夫の方にこの紙を渡して記入してくださいということで2枚目に記入いただくような調査が仕方をしております。現在では、集計においては、それが誰の貯蓄であるという形で分けることなく、一括をして集計しておるわけでございます。

これは恐らく家計の中で、個人個人が貯蓄をしているという概念があるのかどうかということもあるのではないかと思うんですけども、とりあえず今回につきましては、この調査票の設定あるいはスペース等の関係で、今回についてはこの調査票で行かせていただいて、次回以降の課題として検討させていただければというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

阿藤部会長 今の件ですけれども、そもそもそういう各人がそれぞれ貯蓄をしているという貯蓄の個計化といいますか、そういうことを調べた方がいいという趣旨でよろしいのでしょうか。

廣松部会長代理 質問ですが、「年収・貯蓄等調査票」の欄外に、封筒に入れて密封してと書いてありますが、世帯別に配ったものは別々の封筒に入れるんですか。同一世帯は同じ封筒にするんですか。

田中係長 前者でございまして、複数枚の調査票を配った場合には封筒も同数配って、別々に封入してもらいます。

廣松部会長代理 そうしますと現状で、世帯で合算して公表しているけれども、別々になっているなら、分けようと思えば分けられるということですか。

田中係長 世帯が希望した場合はそうでございます。

木村調査官 どうしても一緒に書きたくないという、書けないという世帯だけがそういう形でありますので、それを分けても、余り数字的な意味はないと思います。

重川専門委員 その場合、相手が書いていると思わずに書いてしまって、二重に集計されてしまうということは起こらないのでしょうか。その辺は説明書きのようなもので、別々に把握ができるような形にはなっているのでしょうか。

小池課長補佐 多分先生がおっしゃったダブルポケットという世帯が希望してくると思われますので、しっかり分かれているのではないかと考えられます。個人個人で管理してい

るのではないかと思います。

阿藤部会長 他に、何か御意見ございますか。

神奈川県 その辺のところは十分説明をされないと、書く方が疑心暗鬼になったりとか、女房は何を書いているかとかいろんなこともあり得るので、その辺はよほどうまく説明しないといけないので、今回の検討課題として並行してやらしてもらいたいなと思っております。

野村委員 16年の前回の諮問のときの議事録を読んだんですが、森泉委員の指摘の中で、借入金の残高で、住宅の購入と増改築、(2)ですが、建築と増改築で質が違うので、その部分を住宅の質の向上という部分の観点から、負債の構造分離してはどうかという提案がございましたが、基本的に全国消費実態調査でございますが、金融資産とか実物資産もそうですけれども、後は負債の構造という形で、ストックをとらえていく役割が今後大きくなるのではないかと思います。2つの違った性質のものが混在している部分がありますが、そういう部分でもう少し調査票の充実をしてもらいたいと思います。

1つの質問は、住宅の質というところの中で、負債の性格を、借入残高の性格を分離したようなものを、試験調査のときにチェックされたのかということをお聞きしたい。

2番目は、もしそういうことがされていないとしたら、「年収・貯蓄等調査票」をもう少し充実するような方向で、今後試験調査等で、株式でも国内株式と外国の株式の別でありますとか、1つの重要なベンチマークになっていくと思いますので、将来の試験調査という意味で検討されたらどうかと思います。

阿藤部会長 いかがですか。

大貫課長 事実関係として試験調査はしておりません。住宅・土地等の調査もございまずので、どういう切り分けで調査をしていくかということになるかと思っておりますので、今後他部局とも十分相談してまいりたいと思います。

木村調査官 補足ですけれども、この調査票は、貯蓄や負債というのは、調査客体にとって余り協力が得られないので、ここで足しているという部分もあるものですから、そういう意味では必要な項目というのは取る必要があるかと思っておりますけれども、調査客体の方の拒否感を余りあおらないようにという観点も入れて検討したいと思っております。

阿藤部会長 ほかにありますか。

東京都 実際に調査をやっておりまして、封筒を使うのですが、未記入がある状態で入れる世帯が増えているのではないかと最近感じています。

阿藤部会長 言い換えれば、それだけ中身が難しい調査だということになりますね。

委員、専門委員の方からは更に充実をという御意見がある一方、調査の実査で側からは、難しい質問を入れると調査を実施しにくいという両方があると思っております。先ほどの個計化に対応した個人個人の貯蓄の把握というのは、現在でも、希望者にはやっているということなんです。そういうふうに言ってよろしいですか。

木村調査官 それはあくまで例外的な措置というふうに考えていただいた方がよいかと

思います。むしろ2世帯同居のような形のときに、親の貯蓄とかはなかなか聞けないとか、だったら別に書いてもらって、別な封筒に入れてもらえればいいのではないかという発想です。もともと分けて取ろうという発想ではなくて、分けないと取れないからということですので、既にある程度できているということではないということです。

阿藤部会長 そうですか。いかがいたしましょうか。

廣松部会長代理 これは前回も出てきましたけれども、単に収支の個計化だけではなくて、資産までそういう傾向になりつつあるという現状認識に立つとするならば、それをどういうふうにとらえていくかということ、今後考えていくべき問題で、21年度調査でいきなりそれを取るのちょっと難しいというふうに思います。

阿藤部会長 わかりました。これも恐らく試験調査抜きでやるのはかなり難しいということは今までの御意見でわかると思います。

多くが積み残しの宿題になってしまいますけれども、全体として、「年収・貯蓄等調査票」の設計について、もう一工夫あっていいのではないか。個計化に対応した貯蓄についても、分けることも考えられないか。

株式も、国内、外国のものという区別がどれほど重要かは、私にはわかりませんが、そういうことも含めて次回に向けて調査票の設計を検討するというまとめでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 そうすることで、「年収・貯蓄等調査票」については終わります。

続きまして、(5)に「就業・非就業の別」という問題があります。これは「世帯票」ですね。これはほかの調査や統計委員会そのものでも、今回の基本計画部会のワーキンググループで議論があったところですが、就業・非就業の中身を細分化して、現状をよりよく反映するようにするという趣旨で、ほかの調査などでも統一的になされていると思いますが、これについていかがでしょうか。

神奈川県 「就業・非就業の別」なんです、パートとアルバイトが分かれております。ほとんどの調査、例えば商業統計、工業統計、毎月勤労とか、みんなパート・アルバイトみたいな形で、パートとアルバイトはなかなか分けられない。たまたま労働力調査は分かれています、パートとアルバイトも、あなたはパートですよと言われた場合パートと言うとか、アルバイトと言われたらアルバイトと、時間によってとか、いろんな形のものがないんです。そういった形の定義というのはパートとアルバイトの場合は非常に難しいので、この場合のパート・アルバイトの定義というのは何かあるのでしょうか。

木村調査官 おっしゃるように「労働力調査」を基礎として、「労働力調査」が呼称でということになっておりますので、同じような概念で取ろうという考えです。

神奈川県 その場合、「労働力調査」の場合のパート、アルバイトは、就業の時間や日数に関係なく勤め先でパート、アルバイトと、それに近いような状態で呼ばれている場合を言うのであって、具体的にこういう形態だからアルバイト、こういうあれだからパート

という形ではないんです。全く同じような人が違う企業でやったときに、あなたはパートですよと言われればパートになる。これは書く方がかなり苦勞するのではないかと思うんですが、これはいかがですか。

木村調査官 「労働力調査」でもそうだと思うんですけれども、答える方が、きっちりした定義をつくっても、自分がそれに当てはまるのかどうかというのはなかなか判断が難しいというのがありますので、職場でパートという形で応募して、就労したのであればパート、アルバイトという形で募集があって、それで働いているということであればアルバイト、概念的には曖昧なのかもしれませんが、非正規労働を呼称でとらえようという考え方だと思います。

神奈川県 あえて分ける必要があるということですか。

木村調査官 パートとアルバイトを分ける必要があるかどうかというと、私の個人的な考え方とすれば、ないのではないかと思います。おっしゃられるように、働き方としては実は同じものが、どちらにもいるという形になるかと思しますので、それをあえて分けて表章して、何か分析できるかというものではないと思います。

神奈川県 私が質問しているのは、例えば調査員が行って説明するときに非常に難しいわけです。その辺の苦勞を思うと、あえて分ける必要があるのかなという観点から質問させていただきました。

木村調査官 「パート・アルバイト」と1本の方がいいということでしょうか。

神奈川県 そうです。

阿藤部会長 ほかにいかがでしょうか。パートもアルバイトも、雇用の場における呼称みたいなもので、中身にそう厳格な違いがあるわけではないということなので、調査票としては、パートの後に「・」を入れるということですか。

神奈川県 そうです。

川津専門委員 民間の調査でも、基本的にパートとアルバイトを一緒にすることが多いです。理由は、神奈川県の方がおっしゃったように、答える方がそこで迷ってしまう。自分はどっちなんだろうと迷った瞬間に回答率が落ちるということを懸念して、合わせているということが多いと思います。

そこでなんですけれども、この問いはシングルアンサー、答える人が1つだけ回答を選ぶということを意識したものと理解してよろしいでしょうか。

例えば、週3日派遣で働き、ほかの日はコンビニでバイトをしていますという人が出てきたときに、主に自分の収入の中でシェアが高い仕事はどれかといったような注記がないと、2つ付いてしまう。実際に自分がどこ選べばわからないということが発生するかなと思っています。

阿藤部会長 今の点についていかがでしょうか。

木村調査官 調査票上には、そこまで詳しくは書いていないんですが、当然記入の手引きというものは配りますので、その中では主な仕事という形での解説を加えていくことに

なるかと思えます。

阿藤部会長 この「パート」、「アルバイト」の件は、ほかの調査との絡みもあるので、持ち帰っていただくということによろしいですか。

木村調査官 合わせることについて検討してみたいと思えます。

阿藤部会長 それでは、この件はそういう整理でお願いしたいと思えます。

それでは、「就業・非就業の別」はよろしいですか。

調査事項で予定された論点は、一応終わりましたが、稲葉専門委員の方から2つほど提案がありまして、そのうちの1つが、非同居家族員に関する調査項目についての提案でございます。

若干御説明をお願いします。

稲葉専門委員 それでは、追加を検討すべき事項として、非同居家族員に関する調査項目の付加について検討を行うことについて提案いたします。

ここで言う非同居家族員というのは、単身赴任や入院、学業を理由にした長期不在の家族のことを指します。

資料の世帯票の方をご覧ください。こちらの部分で「世帯員以外の家族について」という項目が世帯票の下の方にあります。こちらは(15)と(16)というところで調査をしておりますが、(15)が「家計を主に支える人の場合」ということで、(16)が「その他の人の場合」となっております。

家計を主に支える人の場合ですと、氏名、世帯主等続柄、そして、不在理由を調査項目として挙げておりますが、その他の人の場合ですと、入院、学業その他について人数を聞くのみとなっております。ここでの検討といったものですと、その他の人の場合について、世帯主との続柄という項目を調査すれば、属性項目として、世帯類型のほかに非同居家族を含めた形であろう家族類型といったものができるのではないかと考えております。これは7区分あります。

現在、2人以上家族の1割が非同居家族員を持っている世帯で、平成16年の調査でありますと3,000世帯くらいが学業を理由にした非同居家族を持っております。そこで例えば4人家族で学業を理由に1人の非同居家族員、多くの場合大学生だと思えますが、それがある場合、これは世帯の属性情報としては3人世帯となります。非常に大きな金額となります仕送金といったものが支出に含まれるという形になります。

平成16年の結果ですと学業を理由にした非同居家族がいる世帯では、消費支出が53万円のうち、仕送金は16万円に達しているという状況です。

世帯は同一の生計と同居という2つの条件によって形成されるものですが、家計収支の状況を把握するための調査である全国消費実態調査で考えますと、同一の生計という単位での分析が可能になるような調査項目を設定した方がいいのではないかと考えました。

なお、「統計行政の新中長期構想」の中におきましても、家族の統計化に関しては課題として挙げられております。

資料の脚注に挙げましたものを読みますと、これまで定着して来た調査単位である世帯を前提として、これによって家族、個人の活動の実態を的確にとらえることが難しくなっている。例えば長期の単身赴任や入院、就学、出稼ぎなどによる居住形態の多様化など、変化した家族の姿をいかにとらえ統計化すべきかが新たな課題として浮かび上がってきている。

何を一つの世帯として定義するか。世帯相互の関係をどうとらえるか。世帯構成員の行動の多様化をいかにとらえ分析できるかなど検討すべき課題は多いとありますので、この非同居家族に関する調査項目を付加することによって、初めに申し上げるべきことだったのですが、これは平成21年の調査あるいは調査票に盛り込むということではなくて、26年調査以降での検討課題にしていただきたいということです。

今、世帯主との続柄の調査項目を付加すれば家族類型といった項目を付け加えることができると思いますが、その他にも就業・非就業の別であったり、在学者の学校の別といったものを調べるならば、資料の(1)(2)に挙げるような分析も可能となっております。

例えば特定世帯の集計として、自宅から通学する大学生と自宅以外から通学する大学生を持つ世帯の違いといったことを示すことができる。

また、施設等へ入院している家族、あるいは一人暮らしの無業者、これは一人暮らしのニートという人たちを、どのような世帯であるいは世帯主が経済的に支えているのかどうかについても把握可能となってきましたので、質問項目として加える意味があるのではないかと考えます。

ただし、これを調べるためには調査世帯が果たして記入に協力してくれるかどうか。あるいは世帯票の中でのレイアウト上の問題ということもありますので、これは次回以降の検討課題としていただきたいということで提案させていただきました。

阿藤部会長 ありがとうございます。世帯、家族の関係というのは昔から非常に微妙なところがあって、調査票上、通常は世帯というのは住居と家計という2つの区分で区切った上で、国勢調査等、あとは世帯調査を行っているわけですけれども、実態としてはなかなかおっしゃったような非同居家族との交流といいますが、その数自体が非常に増えているとか、そこの交流は相変わらず金銭面についても大きいとかという問題がある。それをできるだけ正確に把握したいという御趣旨だと思います。

いかがでしょうか。稲葉専門委員がおっしゃったように、今すぐにというのではなくて、こういうことを、次回に向けて検討課題とすべきではないかという御提案でございます。

川津専門委員 私も稲葉専門委員のこの御提案に賛成であります。私自身の研究としても、インビジブルファミリーというふうに言っておりますけれども、非同居の世帯同士が経済的に支え合うという形が今後増える傾向にあるだろうという仮説を持っておりまして、その研究を進めております。

稲葉専門委員御指摘の、当然一人暮らしの単身の学生さんというのがありますが、子供

世帯と親世帯か孫を通じて消費を行うということがずっと言われていたこともございますし、あとは相続の面からのお金の動きというのは、世帯単体ではとらえ切れなくなってきていると思います。

ですので、次回以降、例えば今も世帯主と子供の同居についてという項目がございますけれども、子供が結婚しているのかどうか、職業を持っているのかどうかということが現状ではわからないですので、そういったところも複合的に見ていけるような設計になっていければと考えております。

阿藤部会長 ありがとうございます。野村委員どうぞ。

野村委員 いろいろな課題が26年につながってしまうのですけれども、貴重品とか負債の構造とか、そういうものは少し慎重にやるべきでしょうけれども、今の稲葉専門委員からの御指摘の1番目の視点と、川津専門委員からの御指摘は、十分今回の調査でも反映できる項目ではないかと思えます。(16)の「その他の人の場合」のところで、世帯主との続柄等を入れていくということは、むしろその部分を充実させたらどうか。充実させることは今回の調査で反映できるのではないのでしょうか。

例えば、何かを削らなければいけないとしたら、(23)「水洗式トイレの有無」とか、これは住宅を専門にする「住宅・土地統計調査」において要らないということで削られた調査項目であるという経緯がございますので、全消においてやる必要があるのかはぎもんです。

そのようなものを削っていく中でスペースがあくのであれば、今の世帯のお話を、充実させることについて、今回調査で十分に検討されてはどうかと思えます。

阿藤部会長 ほかの委員、専門委員の方どうぞ。

西郷専門委員 御指摘の点は非常に重要なことだと思うんですけども、これは全消でやるのがいいのか、それとも世帯類型別の表章ということであれば、「国民生活基礎調査」の方が、むしろ細かい表章をしているので、そちらの方で扱うべきなのか。調査をまたがるような話になってしまうので、どこでどう議論すべきかというのはよくわからないんですが、もし、「国民生活基礎調査」との役割分担ということも含めて考えるべきということであれば、そういった役割分担の議論も必要なのではないかと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。ほかの委員の方どうぞ。

それでは、実施者の側でいかがでしょうか。

大貫課長 野村先生の方から、今回調査でいかがかということで、水洗トイレの部分は必要なのではないかということだったのですが、帰属家賃の推計のための回帰式の中に水洗トイレの有無というのが重要な変数として入っておりまして、そういう関係でどうしても全消からはこの水洗トイレは落とせないという事情がございます。

あとは(16)のところ、「その他の人の場合」の世帯員以外の家族について、何とか取り込めないかということで検討してみたいんですけども、例えば、入院、学業、その他というところに、何人の代わりに世帯主との続柄という上の欄と同じスペースを入れていた

だくと、ほかの何人いるかという情報が落ちてしまうという事情がございまして、なかなかスペースの関係からは、今回直ちに取り組むのは難しいかなという結論になっております。

表章の方なんですけれども、稲葉専門委員の方が、特定世帯編の75票というのを参照いただいているんですが、現在の表章は少し大ざっぱな感じがございまして、家族類型との組み合わせが、核家族、夫婦のみ、夫婦と子供の世帯で、入院と学業とその他を合わせたものを、再掲という形で扱っておりますので、ここは少し工夫をして家族類型別の中で家族外、家計外なものが、例えば学業のものがある世帯というくくりで表章すると、学業が大学生なのか大学院生なのか高校生なのか、あるいは続柄が子供ではなくて、実は親が学業されているとかそういうマージナルな部分というのは把握できないかもしれませんけれども、現在の調査票の範囲でも、ある程度のところは表章できるのではないかというふうに考えてございまして、今回の表章においてはそういう点を少し工夫させていただくということではいかかと思っております。

阿藤部会長 東京都なり神奈川県から何か御意見ございますか。

神奈川県 これは非常に悩ましい話です。次回の検討課題にした方がいいのか。あるいは先生に言うようにほかでやった方がいいのかといろいろありますけれども、私は大貫課長のやり方でうまく調整してくれるのであれば、そちらの方を検討したいと思っております。今の話だと、このやり方というのは非常に難しい部分があり、今の時期やるのか、あるいは将来なのか。あるいはほかでやるのかと。いろいろと混在した難しい部分がありますので、そこら辺は大貫課長の意見を尊重したいと思っております。

廣松部会長代理 私も今のが議論の落としどころだと思います。ちょっと超越的なコメントですが、何回か全消に関して議論したときに、常に出てくることですが、稲葉専門委員の資料の脚注2にありますように、新中長期構想以降のフォローアップ委員会において、世帯の在り方に関する研究がなされています。いろんな世帯形態があり得るところまではその研究会の指摘があるんですが、それをどこで調査をするのかということに関してはまだ結論が出ていないというか、その後具体的な動きはありません。私自身もそこは大変残念なことだと思っております。

それと併せて、これは先ほど野村委員もおっしゃったんですが、私もこの世帯票の後ろの住宅に関する調査事項について、これと同じようなものが「住宅・土地統計調査」、国土交通省の「住生活総合調査」、それから「国勢調査」でも住宅に関する調査項目が入っており、それらの辺の整理をそろそろ考えるべき時期に来ていると思っております。全消についていえば、確かにこのままだと大変スペースが窮屈で、なかなか世帯の類型を明らかにするような項目を追加することはできないんですが、私は将来的な課題として、住宅・土地について調査間の調整をやって、全消の方で世帯類型というものが明らかになるような工夫をすべきではないかと思っております。

阿藤部会長 ありがとうございます。大体御意見は出尽くしたと思うんですが、稲葉

専門委員の御提案である非同居家族あるいは現在の世帯と非同居家族との関係をどうつかまえるかということで、もう少し調査票を充実できないかという御提案です。野村委員から今回でもできるのではないかという御意見もありましたが、大勢として今回の調査票は余りいじらないで、むしろ次回に向けて、この問題についてもう少し検討を加えるということが1点。

お二人ほどから出ましたような他調査との関係ですね。この調査の検討課題の中に入るのか。座長メモか何かになるのか。その位置付けはわかりませんが、国勢調査から始まって、それも母集団とする幾つかの世帯調査があるわけで、その中でこの問題をもう少し、どこが詳しくやるのか、あるいは共通としてどういうふうに変更ができるのか。世帯の定義も含めてですが、検討する場が必要ではないかというふうなことを、何らかの形で盛り込む。

この調査の今後の検討課題というと少し話が広がってしまうので、部会長メモのような形に多分整理することになると思うんですが、この調査としては、次回の調査に向けて、この問題についてもう少し工夫があるのではないかというような提言を加えておくということでもよろしいでしょうか。

稲葉専門委員 はい。ありがとうございます。

阿藤部会長 それでは、調査事項につきまして、稲葉専門委員の追加の提案も含めて、整理したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは「5 集計事項・結果の公表」の方に移らせていただきます。

「(1) 集計事項は、調査事項の変更に対応したものになっているか」どうか。先ほど言い忘れましたが、調査実施者から、今の非同居世帯の件、現状でも今の調査票を利用してもう少しきめの細かい分類ができるのではないかという御意見がございましたので、それはそれなりに努力していただきたいというふうにしておきたいと思っております。失礼いたしました。

それでは今の「(1) 集計事項は、調査事項の変更に対応したものになっているか」ということについて、御意見はございますか。

特にございませんか。それでは(1)については特になし。

「(2) 利用者ニーズを踏まえ、追加すべき事項等はないか」ということですが、いかがでしょうか。これもよろしいでしょうか。

「(3) 全国単身世帯収支実態調査の結果との統合集計を参考系列として公表する計画であるが、適当か。また、統合集計に当たって、検証すべき事項、留意すべき事項等はないか」ということですが、これについて、稲葉専門委員の方から統合集計についても御提案がございました。

稲葉専門委員 資料の2ページ目をご覧ください。

ここでは統合集計をするといったことに当たって検証すべき事項といったことで提案させていただきます。

まず、全国単身世帯収支実態調査の結果と全国消費実態調査の統合集計を作成するには2つの過程が必要であると考えます。

それは、単身世帯における2つの調査結果の統合と2人以上世帯との統合という2つの過程です。そういったときに、復元上率等を用いて2つの調査結果を統合するということが非常に難しいために、統合のための比推定のための層を設ける必要があると考えております。

そして設定した層の内部において2つの調査結果が大きく異なることを検証する必要があります。ここでいう設定する層とは、単身世帯ですので、男女別、年齢階級別、地域別といった層になると思います。

統合集計を作成する準備として、この比推定の層を作成する必要があると思うんですが、この際に現在使われている「労働力調査」の層から少し拡大して、世帯種別といったものを組み入れた比推定の層を考えるべきではないかと考えております。

表1のところにも、「就業構造基本調査」並びに「労働力調査」における比推定に用いている層を例として挙げております。これは平成19年以降の比推定の層です。

こちらを見ますと、就業構造基本調査では地域が98区分であるのに対して、労働力調査地域は2区分。

また、「就業構造基本調査」では世帯の種類、単身、一般世帯、2人以上世帯といったものを分けて比推定の層をつくっております。

推計には、線形推定と比推定といったもの、2つに分かれているわけですが、比推定の方ではベンチマークとする人口、ここでは世帯ですが、世帯に合わせるような推計の復元上率をつくっております。そうしますと、ベンチマークとする層が異なれば、結果は異なってしまいますので、より細かい層をここで作成して、統合のための準備を進める必要があるのではないかと。その比推定の層に関する検討を行う必要があると考えております。

また、表2の方では、調査結果の比較というものを挙げておりますが、「労働力調査」の方ですと、単身世帯といった層がないため、「就業構造基本調査」に比べて単身世帯の数が少なくなってきていますので、特に単身世帯の中で年齢階級別に層をつくり、そこで2つの調査結果の顕正を行うためには、調査結果が大きく違いないかどうかという検証を行うためには、まず初めに比推定の層を整理する必要があると考えます。

以上です。

阿藤部会長　そういう御提案ですが、調査実施者としてはいかがでしょうか。

木村調査官　今までも全国消費実態調査、単身世帯の推計に当たっては比推定で、「労働力調査」をベンチマークとするような比推定を行ってきたわけですが、恐らくその辺で、そもそもの「労働力調査」の比推定の層が少ないために、そこで偏りが起きるようなことがあるのではないかと御指摘だと思っております。

それに対して、もう少し単身、一般世帯を入れたような層を設定すべきだということだ

と思います。

「労働力調査」を使っているという理由なんですけれども、基本的には「国勢調査」がベースになりますけれども、どうしても「国勢調査」から一番遅い全国消費実態調査というのは4年間経っている調査ですので、極端な引き延ばしというのは難しく、かつ、世帯数でベンチマークをつくらなければいけないということで、人口でしたらある程度推計人口のような情報も使えるんですけれども、世帯数ですとなかなかその辺の情報が使えないという問題があります。

そういうことで、今は「労働力調査」を使ってきているという実態であるんですが、それに対して、「就業構造基本調査」の場合は、例えば単身、2人以上の比率というのは、たしか「国勢調査」から延長推計したような結果で、これは2年後ですので、そういった形でやっているかと思うんですが、そこでそれぞれの特徴がありますので、そのところ御指摘の趣旨は非常によくわかりますので、今後はこの推計方法について、恐らく統合集計については、前々から御指摘がありますように、実際に出てきたものを検証しないと統合自体をどうやっていいかということはなかなか難しいのではないかと御指摘がありますが、稲葉専門委員の御指摘を踏まえて、推計方法については、最終的に結果も見ながら検討させていただきたいと思っております。

阿藤部会長 そういうお答えですけれども、よろしいでしょうか。

稲葉専門委員 はい。

阿藤部会長 もともとこれは統計局の方としても、統合集計に当たっているいろいろな検討する。あるいはその結果を見てまた検証するということの御説明提案がございましたけれども、今、稲葉専門委員からサゼスチョンされたことも含めて、検討願いたいと思います。それでよろしいですか。

稲葉専門委員 はい。

阿藤部会長 それでは「5 集計事項・結果の公表」については、(1)～(3)まで終わったことになりますが、ほかに御意見ございますか。

それでは、「11 全国単身世帯収支実態調査」の方に移らせていただきます。

これについては4点ほどございまして、第1番目が「調査対象は60歳未満の若・中年層となっていることを勘案すれば、この調査名称で適当か」という、調査名称の話ですけれども、何か御意見ございますか。

統計局の方でいろいろ考えられた末の案だと思いますけれども、永井専門委員、どうぞ。

永井専門委員 結果的に60歳未満の若・中年層になっているということですね。

木村調査官 どういう意味で結果的と言われるかどうかわかりませんが、このモニター調査をやるに当たっては、そもそも高齢者はモニターが余りいないということもあって、とらえたいところも、若年・中年層の調査員調査は難しいということがあって、そういう意味では結果的に若年・中年層の部分を調査するという形になっています。

犬伏統計審査官 元々全国消費実態調査で単身世帯を調査する形になっているわけですから

が、ただ単身世帯を調査したときになかなか若年といいますか、年の若い単身世帯というのはほとんどの人が昼間働きに行ったりしていて捉えられない。結果的に高齢者世帯に偏ってしまう。それでは、単身者世帯の若・中年層を捉えるにはどうしたらいいかということで、モニターで行う「全国単身世帯収支実態調査」を起こそうとしているわけです。

ですから、この調査そのものが高齢者を対象にせずに60歳未満の人にターゲットを絞った形で調査を行うという、元々そうした意図した調査であるということでございます。

永井専門委員 もしも対象が変わる可能性があるのであれば、ニュートラルな調査名で十分なのではないかと思っておりますので、お伺いしたわけです。

川津専門委員 この調査名称が適当でないと言われた場合の代替案を御準備されているかどうかを伺ってもよろしいでしょうか。

大貫課長 何かいい案がないかと思って考えてみたんですが、実は中年という言葉が入ると、もともとモニターなので、手を挙げていただく方をお願いをするんですが、余りイメージのいい言葉ではないということがありまして、やむなく何かほかの案はないのかということも随分考えてみたんですが、やむなくこの名称でということになり、代替案が今のところございません。

川津専門委員 難しい質問をしてしまったんですが、我々もよく調査を企画するときに、何か相手を定義づけるようなことを使ってしまうと、そこに対するクレームもありますし、当然当事者意識が薄れるということも起きるので、逆に言うとなかなか、確定している「単身世帯」、「全国」という部分だけにしておく方が安全だろうというふうに考えております。

阿藤部会長 ありがとうございます。ほかに特に御意見なければ、原案どおりでいきたいと思っております。後期高齢者とかいうと、途端に反発が起きる時代ですので、このままでいくということにしたいと思います。

それでは、2番目の「調査対象を1,600世帯としているが、適当か」どうかということですが、1,600という趣旨を簡単でいいですけれどももう一度お願いいたします。

大貫課長 2月に試験調査をしてみたときに、首都圏では割とモニターの数が集まりやすかったんですけれども、全国に広げるとなかなか数が取れませんということを調査会社の方が言っておられまして、あとは、予算要求上の都合という点もございます。

阿藤部会長 まさに諸般の事情で1,600ということですが、特に予算の問題がありますので、よろしいでしょうか。

それでは、これは了解ということにします。

3番目に「民間事業者への委託によるモニター調査を予定しているが、留意すべき事項はないか。モニターの偏りを検証するため、どのような措置を講ずるべきか」ということで、これは前に議論ございましたか。

犬伏統計審査官 委員会の方の指摘で、舟岡先生などから、モニターで取った単身世帯

と全国消費実態調査本体で取った単身世帯、それぞれの集団に偏りがいいのかどうか、それを検証する必要があるのではないかと。そのためにアンケート調査とかいったもので、それぞれの集団に差がないかどうかを検証するための一工夫が要るのではないかと御指摘があって、統計局の方からは、それに対してアンケート調査の実施等を考えたいという話がありました。

阿藤部会長 現実に統計局の方で何らかの意味で偏りを検証するためのアンケート調査を盛り込むということを検討していらっしゃるということですが、これについて、ほかに御意見ございます。

廣松部会長代理 私の記憶では、たしか委員会の席では、この1,600を半分ずつに分けて、それぞれ特性を比較した上で結果を考えるべきではないか、偏りを検証すべきではないかという意見も出たと思います。

それはかなり技術的にも予算的にも難しいだろうと思いますので、とりあえず今説明があったような形で、本体で調査した単身世帯とモニター調査で調査した単身世帯との結果を比較するという形で、検証していただければいいのではないかと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。重川専門委員、どうぞ。

重川専門委員 前回の予備調査の方でもなされていたかと思うんですが、多分モニター調査にしても、全国消費実態調査にしてもとらえられる対象それぞれが偏ってしまう可能性はあるかと思しますので、外の単身者の方に対しての、比較可能な調査、例えば内閣府の調査ですとかそういうものと対比ができるようなことをしておきますと、社会全体の単身者の全体像と比較ができるかと思しますので、御検討いただければと思います。

阿藤部会長 そういう御意見ですが、どの調査も単身者は、調査漏れが多いという問題があって、どれが正しいかというのは問題もあります。

重川専門委員 家計はとりわけ厳しいかと思しますが、もう少し軽い調査で何かしら対比ができるようなものが可能であればと思います。

阿藤部会長 その辺も含めて、単身世帯、単身者を調査でつかまえるのはどんどん難しくなっていますので、どれが真実かというのは、藪の中という状況ですけれども、それだけに幾つかを比較してみると、もう少しわかりやすいかもしれないということがございますので、御努力をお願いしたいと思います。

最後ですが「全国消費実態調査の統合集計を予定していることを勘案して、調査事項として盛り込んでおくべき事項等はあるか」ということなんですが、これがある意味ではアンケート調査になるわけですね。

今の3番と4番は少しダブった部分がございますので、今の御回答でよろしいということでございます。

準備しました「論点メモ」に沿って御議論をこれまでお願いしまして、一応予定のIからIIまで終えたことになりましたが、全体を通じまして更に御意見、御質問等はございますか。

廣松部会長代理 今回の全国単身世帯収支実態調査についてですが、これは民間の調査会社に委託をするということになると思います。そのときに、今までほかの調査でも民間の調査会社に委託をしてやった例が幾つかありますが、そのときにやはり受託した民間の調査会社と統計局の方で十分意思疎通というか、コミュニケーションを取ると同時に、調査実施者の方からの民間調査会社に対するモニタリングを十分注意をしながらやっていただければと思います。

阿藤部会長 これは念押しですけれども、民間委託が今促進する方向にはありますけれども、十分に慎重にという統計委員会の御意見でございますので、間違えても丸投げということがないように、モニターする会社をモニターするという形をお願いしたいと思います。

ほかにもしございませぬようでしたら、冒頭にございました第1回、第2回の議論を踏まえて、答申(案)を作るということでございます。

席上配付として「答申骨子(案)イメージ」というのがございます。勿論書かれて中身はまだ十分に吟味しておりませぬが、こういうイメージで、統計委員会に、部会としての答申案として提出するということでございます。

これについて御説明をお願いいたします。

犬伏統計審査官 「答申骨子(案)イメージ」ということで配らせていただいた趣旨は、この内容については、第1回目の議論を踏まえて書いたつもりではあるんですけれども、ベテランの委員の方等については、既に統計委員会での答申のスタイルというのは大体御承知いただいているわけなんですけれども、新たに専門委員になられた方に御承知いただくために作ってみました。

答申(案)のイメージといたしましては、ここにございますように、本委員会は、下記の結論を経たので答申するというところで、「記」の中で大きく2つに分けてございまして、1で「承認の適否とその理由等」、2として「今後の課題」、1の「(1)適否」というのは、「計画を承認して差し支えない」という形で、「なお、計画の実施に際しては、以下の理由等に留意することが必要である」ということで、(2)で以下、理由を述べていくというスタイルになっています。

ここで述べる事項というのは、調査計画の変更事項を中心に、今回の調査についてはこういう更計画である。それに対してこれについてはこうこうこういう理由から適当である、妥当であるという評価を一つずつ加えていく。

(イ)にあるような「調査対象及び標本設計」以下「調査事項」等々、それぞれの調査計画について、評価を加えていく。変更計画について内容とその評価を加えていくという形にございます。

2ページを見ていただきたいと思いますが、調査方法の中でコールセンターの設置及びオンラインによる申告方法の導入、こういったものについて基本的には前回の議論でもそれは適当であるという評価があったかと思ひます。

ここで3つ目のポツに「ただし」と書いてございますけれども、コールセンターについてはこういう措置をされたい、オンライン調査については、そういう設計をすることが必要だという書き方をしたところについては、要は今回の21年調査の中で措置をしていただく。だから、今の計画をある意味では修正していただくという位置付けでここを書いているということでございます。

3ページの「2 今後の課題」というところで、これはまだ完全にPの段階で書いているところでございますけれども、例えば「(1)家計の個計化に対応した検討」ということで、この今後の課題というところで書いている事項というのは、21年調査においては反映できないけれども、5年後の26年調査であるとかそういうところに向けて、今日の議論で言えば更に中長期的な話でございましたけれども、そういうところについて今後こうあるべしという課題を書いて、次回へ送っていくというスタイルになっています。

したがって、今後このペーパーを基に先生方から意見をいただきながら、部会長と相談しながら次回の答申案文を事務局の方で作成するという手順を踏みたいと思っておりますけれども、こういうスタイルになるということを御周知いただいて、今後御意見をいただければと思います。

阿藤部会長 これはあくまでもイメージということで、大体議論が済んでいるものもありますけれども、もう一度再整理して、後で事務局の方から送っていただければと思います。

この段階で何か御意見、御質問ございますか。

野村委員 部会長からのメモと申しますか、そういうものも今回また作られるという認識でございましたら、最初に指摘したことなのですが、私にとって最も大きな課題は、日本の統計システムを見たときに、全消がSNA統計において、むしろ四半期推計にしか使われていないというなんとも皮肉な状況です。5年置き消費の推計でなく、年次推計でもなく、四半期の調整でしか使われていない。しかし、全消の紹介には「SNA統計の推計に使われている」とだけ書いてあるわけです。これは非常に大きな課題だと思いますので、より大きく日本の統計システムの中において消費推計の在り方を考える上で、全国消費実態調査側から何か言えることと申しますか、本部会からの問題提起をしてはどうかと思います。基本計画部会は基本的にこの前の答申で一段落したものだと思っておりますが、次の検討に向けて一つの大きな課題であるということは、部会長メモで、是非書いていただければよいと思います。

なお、水洗トイレの正当化のために帰属家賃が必要だというお話がありましたが、その推計においてほとんど何も説明しないのではないかと申すのですが、それとは別に全消の帰属家賃の推計値は、基本的に少し小さい部分があると思います。日本では、公式統計として何種類か帰属家賃の推計値を公表しています。それがときには十兆の単位でするので、その差は何なのかというところはもう一段考える余地があるかと思っておりますので、この答申からはちょっと外れますが、全消にはそういう課題もあると思います。

阿藤部会長 御存じない方もあるかもしれませんが、諮問答申の中で、本体はこの答申

骨子にあるような形で、直接今回の調査についてイエスかノーかというもの。最後の方に今後の課題について、次回あるいは中長期的なものについて検討事項を述べておく。それが次回以降に活かされるというものが1つ。

それから、これは部会長メモという形であくまでも部会長の私的な見解ということになるわけですが、私的といっても勝手に部会長が書くというのではなくて、この場で見ていただいて、あるいは今出たような、ほかの調査も絡む、ほかの統計との関係もあるとか、そういう大きなものについて、みんながこれでいこうというある程度コンセンサスが得られれば、部会長のメモとして出しておくというものがもう一つございます。

しかし、これはあくまでも部会長の私的のメモでございますので、公的な縛りというものには非常に弱いものですが、意見として述べておくという性格のものがございます。

これもまた事務局の方で御意見を聴取するという手続が当然あると思っておりますけれども、そういうのが全体像でございます。

それでは、今日の議論はこれで終えまして、次回は、新年になりますが、1月13日火曜日、これは最後の部会でございますので、今出ました答申案の審議をお願いいたします。

事務局の方で本日の審議を踏まえて、答申案を作成いたします。

つきましては、この答申の骨子(案)のイメージ、これはまだ生煮えですが、個々の項目について更に御意見等がありましたら、1月5日月曜日までに、事務局まで電子メールをお寄せいただきたいと思います。

それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

犬伏統計審査官 答申骨子(案)のイメージについての御意見については、今、部会長からお話があったように、1月5日までにいただければと思います。

今日の部会でいただいた議論を踏まえて、我々の方で部会長と相談しながら、答申案の原案というものを5日に先生方からいただいた意見を含めて作り上げたいと思います。

作り上げた段階で、次回は1月13日、午前10時からこの特別会議室で予定しておりますけれども、その前の週の遅くとも9日(金曜日)までには、我々と部会長で作り上げた案を一度メールでお渡しをして、目を通していただいて、それをベースに13日は答申案、部会長メモについての御議論をいただき、取りまとめいただくということを考えております。

よろしくお願ひしたいと思います。

阿藤部会長 それでは本日は、以上で閉会といたします。

ありがとうございました。

犬伏統計審査官 資料はお荷物になるようでしたら前回と同じようにそのまま置いておいていただければと思います。